

第2章 災害予防計画

災害発生の未然防止及び災害が発生した場合における被害を最小限にするため、平常時における防災に関する組織の整備、訓練、物資及び資機材の備蓄、整備、点検、施設及び設備の整備、点検等について定める。

第1節 防災体制の整備

第1 町の防災組織

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1
「町の防災組織」を準用する。

第2 防災組織等の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2
「防災組織等の整備」を準用するほか、次により風水害対策を実施する。

1 企業の責務【町、企業】

○企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3 情報通信ネットワークの整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3
「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 防災まちづくりの推進

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第1 「防災まちづくりの推進」を準用する。

第2 水政計画

河川の整備を推進し、町民等の安全確保の強化に努める。

- | |
|--|
| 1 河川改修
2 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策
3 民間事業者を活用した水防活動の円滑化 |
|--|

1 河川改修

(1) 河川の概況

○本町の河川は一級河川として鬼怒川、山川、東仁連川、飯沼川の合計4河川である。これらの河川は災害防止のための護岸工事が計画的に進められており、新堀川等の準用河川とあわせて、町民が安心して暮らせるように改修事業を進める必要がある。

(2) 河川改修事業【国、県】

- 鬼怒川は昭和2年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は低く、全般的に河積が狭小のうえ、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれていた。
- 平成27年関東・東北豪雨により、現在、国（下館河川事務所）が鬼怒川緊急対策プロジェクトを実施し、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を講じ、ハード対策が令和3年9月に完了した。

2 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策

(1) 洪水予報河川の指定【国、県】

○国及び県は、洪水により相当な損害の生じるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は知事に、知事は水防計画で定める水防管理者等(町長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

○町内の指定状況は次のとおりである。

- ①国管理河川：鬼怒川
- ②県管理河川：なし

(2) 水位周知河川の指定【国、県】

○国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は知事に、知事は水防計画で定める水防管理者等

(町長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

○町内の指定の状況は次のとおりである。

①国管理河川：なし

②県管理河川：なし

(3) 洪水浸水想定区域の指定【国、県、町】

○国及び県は、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに町に通知する。

○町長は、国及び県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第15条第1項各号に掲げる事項を水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。

○水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

○本町では、鬼怒川、山川、飯沼川、西仁連川、東仁連川の洪水浸水想定区域が指定されている。

(4) 内水浸水想定区域【町】

○町は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深、浸水継続時間等を公表する。

○町は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。

(5) 避難体制等の整備【国、県、町】

○複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び知事が組織する「鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

○町では、浸水想定区域が指定されており、本計画において次にあげる事項について定めるとともに町民へ周知するため、洪水ハザードマップを配布する。

①洪水予報等の伝達方法

②避難場所、避難経路に関する事項

③洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

④社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

○町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨

城県)」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

- また、避難場所をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講じるべきことにも留意する。
- 町は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。
- 避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- 国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。
- 町は、内水浸水想定区域を指定した場合に、内水浸水想定区域内の町民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、町民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、町民からの情報提供体制の構築など）を基に、地域の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておく。
なお、県は、町が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、町に対し早期対応を図るための注意喚起を行う。
- 国（気象庁、国土交通省）、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。
また、町は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達体制の整備を図る。
- 県は、町民に対して分かりやすくかつ迅速な河川情報（雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等）の提供及び水害リスクの周知を図るため、水防情報テレメータシステム等の更新・充実を図るとともに、インターネットの活用及びホットラインの構築等の多様な手段による情報提供に努める。

3 民間事業者を活用した水防活動の円滑化

○水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化する。民間事業者は、水防法に基づき、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使できる。

- ①緊急通行（法第19条）：水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行
- ②公用負担（法第28条）：水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用

第3 土砂災害防止対策

土砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に努める。

1 土砂災害への対応

1 土砂災害への対応【県、町】

- 県は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を指定する。
- 指定を行うに当たって、あらかじめ町長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。
- 本町では、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の指定はないが、定期的に防災パトロール等を実施するとともに、大雨など土砂災害を誘発するような場合にも随時パトロールを実施し減災に努める。
- また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。

第4 道路の安全対策

水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。

1 道路

1 道路

(1) 道路建設上配慮すべき事項【町、道路管理者】

- ①平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- ②縦断線形、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さを確保する。
- ③横断勾配、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配を確保する。
- ④路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- ⑤横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。
- ⑥排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難な所には暗渠等を設置する。

(2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間【県】

- 本町には、茨城県調査による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は存在しない。

(3) 道路防災事業計画【町】

- 災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

第5 学校等の安全対策・文化財の保護

町教育委員会は、学校等における児童生徒及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講じるとともに、指導・助言を行う。また、町は貴重な財産である文化財を災害から守り、被害を最小限に抑え、将来に引き継いでいくため、安全対策の促進を図る。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 防災上必要な教育の実施2 防災上必要な訓練の実施3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備4 学校等施設・設備の災害予防措置5 文化財保護 |
|--|

1 防災上必要な教育の実施【各学校】

- 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。
- 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施【各学校】

- 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備【町、各学校】

- 災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置【町、各学校】

- 災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。
 - ①学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
 - ②校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講じる。
 - ③学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 文化財保護【町】

- 防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針等）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。
- 文化財を災害等から保護するための敷地の嵩上げ、防水壁の設置等の工事については、景観の損失や所蔵品の移動の難しさ等のリスクも考慮し検討を進める。
- 災害時に各文化財の被害状況を迅速に確認できるよう、保管場所や所有者又は管理団体の整理、緊急時の連絡体制の整備等により、管理体制の構築に努める。

第6 農地・農業の安全対策

農地や農業用施設への被害を未然に防ぐため、老朽化した農業用排水施設の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

- | |
|--------|
| 1 農地計画 |
| 2 農業計画 |

1 農地計画【町、土地改良区等】

（1）農業用排水施設整備事業【町、土地改良区等】

○築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

（2）湛水防除事業【町、土地改良区等】

○既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

（3）水質障害対策事業【町、土地改良区等】

○農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

（4）地盤沈下対策事業【町、土地改良区等】

○地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

2 農業計画【町、農業従事者】

（1）災害の未然防止対策【町、農業従事者】

①気象情報等の伝達体制の確立

○災害からの農作物被害を防ぐため、気象情報等の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

②農業保険の普及【町、農業従事者】

○災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

（2）農林漁業災害対策委員会の設置【町、農業従事者】

○長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

（3）資材の確保【町、農業従事者】

①防除器具の整備

○町等の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

②薬剤等

○災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう常総ひかり農業協同組合等を通じて必要数量の備蓄を行う。

第7 災害用資材・機材等の点検整備計画

町及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備える。

- 1 水防・消防等の備蓄資機材の整備
- 2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

1 水防・消防等の備蓄資機材の整備【町、防災関係機関】

○災害時に適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努める。

2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

○医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3「医療救護活動」を準用する。

第3節 被害軽減・被災者支援

第1 火災予防計画

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第2「消防力、救助・救急活動の強化」及び第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第5「危険物等施設の安全確保」を準用する。

第2 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第1「指定避難所・指定緊急避難場所の整備」を準用する。

第3 食料・生活必需品の供給体制の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第2「食料・生活必需品の供給体制の整備」を準用する。

第4 罹災証明書の交付

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第3「罹災証明書の交付」を準用する。

第5 要配慮者安全確保のための備え

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第4「要配慮者安全確保のための備え」を準用するほか、次により風水害対策を実施する。

1 避難確保計画の策定等【県、町、要配慮者利用施設の所有者又は管理者】

- 浸水想定区域内に位置し、資料編「要配慮者関連施設一覧」に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。